

色彩景観基準運用指針及び限界色票改定支援業務に係る公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）3 月 10 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課
電話 (011) 211-2545

2 公募型企画競争（プロポーザル方式）に付する事項

(1) 業務名

色彩景観基準運用指針及び限界色票改定支援業務

(2) 業務内容

- ア 運用指針及び限界色票の再検証と今後の方向性等の再検討
- イ 運用指針及び限界色票の骨子の検討
- ウ 運用指針及び限界色票の素案作成
- エ 運用指針及び限界色票の修正案の作成
- オ 運用指針の概要版の作成
- カ 札幌市景観アドバイザー等からの意見聴取への同席

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日時点で札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、大分類が「建設関連サービス業」に登録されており、かつ、令和 7・8 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）に登録を予定している者又は令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類が「一般サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 前号に掲げる名簿における本店又は支店等の所在地が札幌市内であること。
- (7) 平成 27 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体が発注した景観やまちづくり等の調査又は計画策定等に関する業務を履行した実績があること。

4 手続等

(1) 提案説明書等の交付

令和7年3月10日（月）から札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課ホームページにて公開

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 提出期間

令和7年3月10日（月）から令和7年4月1日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日

受付時間は8時45分から17時15分までとする。なお、提出期間の最終日については17時までとする（送付の場合は必着）。

ウ 提出場所及び送付先

上記1のとおり。

5 選定方法

(1) 一次審査

企画提案書等による書類審査を行い、最終審査（プレゼンテーション審査）を行うことができる企画提案者を選定する。

ただし、応募件数が4件程度以下の場合は、一次審査を省略し、すべての企画提案者を一次審査通過とする。

(2) 最終審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した企画提案者に対し、プレゼンテーション審査を実施する。

6 その他

詳細は提案説明書による。